

フランス経済法理論の展開

奥 島 孝 康

一 序 説

二 フランスの経済法制

三 フランスの経済法理論

四 結 語

一 序 説

経済法という言葉をめぐることは、わが国では今日もなお議論があり、経済法として統一的にとらえるべき独自の法領域が存在するかどうかの点についてすらも問題は決して解決しているわけではない。いわんや、経済法とはなにかという概念規定にいたっては、議論百出、通説がないのが通説であるというのがわが国の現状であるとさえも（いささか乱暴ではあるが）いうことができるであろう。

ところが、わが国では、経済法の概念規定を、主として、社会公共的な側面から試みる立場にせよ、市場の側面か

ら試みる立場にせよ、また、経済的支配従属關係の側面から試みる立場にせよ、さらには、資本主義経済体制の構造的側面から試みる立場にせよ、ほぼ独占禁止法を中核とする理論構成をもって経済法の概念規定が試みられてきたし、現在もそれが試みられているといつてよいと思われる。いうまでもないことながら、独占禁止法は、憲法次元の法でないとはいへ、一般に経済憲法とよばれる反独占基本法ではあるが、制定時以降、改正と運用との両面においても、ばら後退の一途をたどり、現在では、きわめてパラドクシカルにも、独占形成法とよばれるまでの事態を迎えている。これに反し、フランスのごとく、後述するようにカルテル禁止法制こそ存在したが、決してわが国におけるような意味での反独占法は存在しなかった法制のもとで(もっとも一九六三年以降はかならずしもそうはいきれないが)、経済法理論がどのようなものとして研究されているのかを知ることが、わが国との対比において、興味深いものがあるように思われる。本稿は、わが国では、現在のところほとんど未開拓といつてよいフランスの経済法について、ごく大まかなスケッチを試みようとするものにすぎないが、主題の検討に移るまえに、あらかじめ、わたくしがフランス経済法研究のもつ意義と考えている若干の点について述べておこう。

第一は、競争政策の問題である。フランスもわが国も自由競争を基調とする経済体制である点には違いはないが、フランスは競争の障害となる不正競争の排除を中心として、いわゆる独占に対する弊害規制主義に立脚するのに対し、わが国は独占禁止法による原則禁止主義を採っている。これをややおおまかに他の言葉で表現すれば、主として、市民法の論理による接近と社会法的発想による接近という差異に還元することができ、ここから、経済法の概念規定に有効な手がかりの一つを求めることができそうに思われる。すなわち、フランスの法制自体の弊害規制主義から原則禁止

主義への転換により、また、フランスとわが国との法の運用状況の対比により。

第二は、経済政策の問題である。現代の経済においては、自由主義段階におけるそれよりも、国家の経済への介入が広範かつ強力な点に特徴があり、その典型的な表われが経済計画である。周知のごとく、フランスは、資本主義国家の中ではもっとも経済計画が強力に推進せしめられている国であり、一九四七年の第一次計画以降現在にいたるまで五次にわたって経済計画を実施してきている。このような経済計画を遂行するうえで、法がいかなる役割を担い、いかなる修正をうけてきたかを研究することは、現代法における「法の政策化」現象を解明する一つの手がかりとなるものと思われる。

第三は、社会化政策の問題である。フランスは、イギリスと共に、資本主義国家の中においては、国有化ないし公有化の進んだ国である反面、過当競争といわれるわが国とは異なり過少競争の社会とよばれている。このような一面では社会化政策が強力に行なわれている国において、他面で競争政策はいかなる位置におかれているかを研究することは、現代の資本主義国家が当面しているもっとも重要な課題の一つへのアプローチの試みとしての意味をもつであろうと思われる。⁽²⁾

- (1) 現在のところ、フランス経済法に関しては、植木邦之「フランスにおける反独占諸法とその運用」公正取引一一〇号(昭和三四年)、小西基弘「フランスにおける最近の競争法とその原理」海外商事法務三六号(昭和四〇年)の二論文以外には見当たらない。

- (2) この点につき、富山教授が、「経済法全体として、競争秩序か社会化か、あるいは競争か計画かの二者択一的であらう

のも適切でない。各種の政策と法が、いかに立体的に組み合わせられるかが問題である。」と述べられているのが注目される(富山康吉「独占禁止法の位置—経済秩序と独禁法—」企業法研究一七〇輯(昭和四四年)八頁)。

二 フランスの経済法制

1 フランス経済法の沿革

フランスの経済法制を概観するためには、その前提として、まず経済法とはなにかを明らかにしておくことが必要であるが、本章では、この点の検討を次章にゆずって、フランスではどのような法律を経済法の領域に属するものとして扱っているかを、説明すべき当面の課題とすることから出発しよう。

(1) 経済法の前史 学者によっては、ハムラビ法典(Code d'Hammourabi)から説きおこす者もいるが、⁽¹⁾一般には、フランス大革命後の、すべての人に営業の自由を認めた一七九一年三月二—一七日法以降から説きおこされているようである。本法の認めた営業の自由の原理(principe de la liberté du commerce et de l'industrie)は現在にいたるもなお効力を有しているが、当初における資本主義経済の論理的表現たる意味を失い、⁽²⁾個人の自由に含まれるたんなる自由権の一つにすぎないものとなってしまった。また、同じく、一七九一年六月一四—一七日法は、明文をもって、同業組合、親方身分および宣誓組合を廃止し、さらに、同年の六月一四—二一日のル・シャプリエ法は、⁽³⁾明団結を禁止し、いずれも経済法の先駆的立法として、カルテル専門委員会報告書でも指摘されている。

ついで、一八〇三年のナポレオン民法典の第一三二条⁽⁴⁾の不法行為に関する規定にもとづく訴権により、通常の競争とは両立しえないような不正な方法を用いて他の商人と競争する商人の責任を追及することが可能となり、さらに、一八一〇年の刑法典第四一九条⁽⁵⁾は、製造者間の合意または協定が競争者の設備または活動を抑制する目的でなされるときは、これを罰することとした。しかし、いずれも、カルテルに対処するにはきわめて不十分な規定であり、とりわけ、カルテル禁止立法としてはもっとも古い立法に属する刑法典は、一九二六年一月三日法による修正の後においても、ほとんどその実効性をもちえなかった。⁽⁶⁾

(2) 経済法の生成 フランスにおいて、一九三六年という年は、人民戦線成立の年というだけではなく、経済法の歴史において、重要な年である。すなわち、この年、価格に関する最初の立法が現われ (Loi du 19 août 1936 tendant à réprimer la hausse injustifiée des prix)⁽⁷⁾、かつ、最初の国有化が行なわれたのである (Loi du 11 août 1936 sur la nationalisation de la fabrication des matériels de guerre)⁽⁸⁾。それゆえ、フランスの経済法の歴史も、ほぼこの時点に始まると考えてよいであろう。フランス経済法は、その出発の当初において、すでにいわゆる競争政策に関する法と社会化政策に関する法とが平行して出現したということは、後の展開を考慮するときに、一定の示唆を与えてくれるように思われる。また、価格に関する法令は、この時点以降、その改廃を含めると百を超えているといわれ、⁽⁸⁾フランス経済法制の特色をきわめて明瞭に浮び上らせている。すなわち、それは、後述するように、不正競争防止という直接には商人保護を目的とする立法努力ないし立法政策の方向を示すものだからである。

かくして、フランスにおいては、一九三六年前後に、まず、ドイツ語の *Wirtschaftsrechts* の訳語として「経済

法」(droit économique) という表現が用いられるようになり、ついで、「配給・制当および価格立法」(législation du rationnement, de la répartition et des prix) とほぼ同義語をなすものとして、とりわけ、「経済法制」(législation économique) という言葉が広まっていた。⁽⁹⁾ しかし、それでもなお、フランスにおける経済法理論の展開は他国に比して遅れており、経済法という法概念が現実のものとして定着したのは、第二次大戦後のことであった。⁽¹⁰⁾

(3) 経済法制の展開 一九三九年に始まった第二次世界大戦により、経済法を生み出す経済的基盤としての管理経済の時代 (ère de l'économie dirigée) が到来し、フランスに独特の ≪ dirigisme ≫ の観念が成立した。⁽¹¹⁾ その最初の法は、戦争目的遂行のための「戦時国家組織に関する一九三八年七月一日法」(Loi du 11 juillet 1938 sur l'organisation de la Nation en temps de guerre) であり、皮肉にも、ドイツによる占領期間中のフランス経済を維持するのに役立った。ついで、ドイツによる占領時代 (Occupation) (一九四〇—一九四五) は、極度の物資の欠乏からくる後向きの ≪ dirigisme ≫ であって、価格の凍結、企業新設の禁止、物資の制当とか、一九四一年二月一七日法によるいわゆる「国土整備計画」(Plan d'aménagement du territoire) とかの法的措置、食糧配給キップおよび物資引換券のごとき新しいタイプの証券の創設、組織委員会、工業製品制当、価格統制などのごとき法律ならびに制度の増大がみられた。そして、ここでは、戦時におけるすべての物資の欠乏によって、可能なかぎり公平の原則にもとづく分配の法的手段を作り上げるにいたった。⁽¹²⁾

解放 (Liberation) 後においては、まず、国有化を中心として国による基幹産業部門の把握と、モネ・プラン (第一次経済計画) による経済再建の構想を中心として、占領下での消費の規制とは逆に、積極的な生産への誘導を目的

とする方向へ法規制が転換した。そして、最初に制定されたのが、一九四五年六月三〇日の価格令(Ordonnance n.° 45-1483 du 30 juin 1945, relative aux prix)であった。ついで、一九四九年の末からカルテル法案の作成作業が開始され、一九五九年に政府は、「経済上のカルテルを監督しかつ生産および取引の自由を確保する法律」(Loi organisant le contrôle des ententes économiques et assurant la liberté de la production et du commerce) として題する法案を議会に提出したが、カルテルの弊害規制主義に立つ国民議会と原則禁止主義をとる元老院との意見の調整がつかず、結局成立しなかった。⁽¹³⁾かくして、一九五三年ついに現在のフランスの競争政策に関する法制の中核的位置を占める一九五三年八月九日のカルテル禁止令(Décret n.° 53-704 du 9 août 1953, relatif au maintien ou au rétablissement de la libre concurrence industrielle et commerciale) の成立をみたしたのである。

現在では、アメル(Hamel)教授の提唱により、パリ大学法経学部を設置された「経営のための法律学および財政学研究」(Institut des Sciences Juridiques et Financières appliquées aux Affaires)に、「経営のための経済法」(droit économique des affaires)と云ふ講座が設けられ、弁護士ジャンテ(Jeantet)氏がこれを担当している⁽¹⁴⁾。また、ポアチエ大学のサヴァチエ(Savattier)教授は、法経学部における経済法教育の必要性を主張し、法学教育の締めくくりとして四年度生に対して経済法の講座を設置すべきであるとしている⁽¹⁵⁾。

(1) Alex Jacquemin et Guy Schrans, Le droit économique, « Que sais-je? » N.° 1383, 1970, p. 5.

(2) リスネルによれば、一七九一年三月二一―二七日法による営業の自由の原則の宣言は、「古い強固な社会秩序の破壊を目的とするものではない」(Georges Ripert, Aspects juridiques du capitalisme moderne, 1951, p. 12)。

- (c) Rapport de la commission technique des entents, pour les années 1954 et 1955, Journal Officiel du 14 janvier 1960, p. 2.
- (4) 民法典一三三二条は、「他人に対し損害を加える人の行為は、いかなる行為といえども、有責行為によってそれを生ぜしめた者に、その賠償義務を負わせる。」と定めている。
- (5) 刑法典四一九条は、一九二六年十二月三日法による修正後、つぎのように定めている。「何人たるを問わず、(一)、虚偽の事実または誹謗となる事実を故意に一般に流布することにより、流通を混乱させる目的をもって市場に引合を出すことにより、販売業者自身が要求した価格よりも有利な価格を申し出ることにより、もしくはなんらかの詐欺的な方法を用いることにより、または、(二)本来の需給関係から得られる以上の利潤を獲得することを目的として、単独に、または共同してもしくは連合して、市場に対しなんらかの影響力を行使用し、もしくは行使しようと試みることにより、直接にまたは仲介者を通して、消費財その他の商品または公的もしくは私的な有価証券の価格を人為的に引き上げもしくは引き下げる者またはそれを試みる者は、二月以上二年以下の禁錮および七千二百フラン以上三六万フラン以下の罰金に処する。裁判所は、これに加えて、違反者に対し、一年以上五年以下の期間の滞在禁止を宣告することができる。」
- (6) Jean Hénard, L'évolution contemporaine de la réglementation de la concurrence, Etudes juridiques offertes à Léon Juliot de la Morandière, 1964, p. 205.
- (7) Fernand-Charles Jeanret, Aspects du droit économiques, Etudes de droit commercial offertes à Joseph Hamel, 1961, p. 37. シャンナドによれば、この一九三六年には「市場の構造に関する法 (Loi du 15 août 1936 instituant l'Office National Interprofessionnel du Blé) などと制定され、このための経済干渉主義 (interventionnisme économique) が最初に現われた年である。」

- (8) Jeantet, op. cit., p. 40.
- (9) Jeantet, op. cit., p. 33.
- (10) Karel Svoboda, La notion de droit économique (Etude sur les conceptions récentes du droit économique en France et dans les pays socialistes), 1967, p. 27.
- (11) Hénard, op. cit., p. 205; Jeantet, op. cit., p. 38. なお『《dirigisme》』と『一党政治』「政府が経済をいかに方向づけるか」『またな決定を下す権限を行使する政治制度』(Petit Larousse)と理解される。『レナレン』これを『資本主義的な社会主義でもない理想的な経済社会体制』とよんでいた。
- (12) 以上の叙述は『Jeantet, op. cit., pp. 37-39.』を参照。
- (13) Pierre Gide, Le projet français de loi anti-trust et les expériences étrangères, 1953, pp. 41 et sq. なお『公正取引委員会事務局訳編・現代世界独占禁止法令集(昭和三四年)』二八三頁以下参照。
- (14) Jeantet, op. cit., p. 33.
- (15) R. Savatier, La nécessité de l'enseignement d'un droit économique, Recueil Dalloz, 1961, chronique XXI, p. 120.

2 競争政策に関する法制

フランスにおいても、営業の自由ないし職業選択の自由と需要供給の法則こそが経済活動をもっとも完全に保障するものと考えられていた自由主義の段階が終了し、独占段階が高度に進行してくるにつれて、無制限な自由競争は逆

に競争自体を制限し、自己の反対物たる独占に転化するという現実に直面するにいたった。そこで、このような無制限かつ無秩序な競争を制限することによって、自由競争を実質に保障するための立法的努力が試みられてきており、それはつぎのごとく、「不公正な取引方法からの商人の保護」を目的とする立法と「不当な取引制限からの消費者の保護」を目的とする立法に区別される¹⁾。後述する一九六三年の財政経済安定法の草案の理由書中においても、「自由な競争秩序を確立することは、不公正な競争から商人を保護し、かつ、不十分な競争から消費者を保護することになる」として²⁾、フランスの競争政策に関する立法の主眼点が右の二点にあることを明らかにしている。もっとも、消費者の保護は、不公正な取引方法からの商人の保護によっても間接的には達せられるのであるから、かかる分類は、かならずしも競争政策に関する法制を理論上二分しうることを意味するものではない。

(1) 商人保護法制 不公正な取引方法からの商人の保護 (*protection des commerçants contre les abus de la concurrence*) は、かつては、不法行為にもとづく訴権 (民法典一三八二条) によって十分に達することができたが、これによつては、民事上においてしばしば回復することの困難な損害の賠償を得ることができにすぎず、刑事上の制裁を求めることはできなかった。しかし、現在では、一九四五年の価格令 (*Ordonnance n. 45-1483 du 30 juin 1945, relative aux prix*) に典型的にみられるように、かかる行為に対しては、原則として刑事上の制裁を課している。価格令は、通常、価格憲章 (*charte des prix*) とよばれるごとく、フランスの経済法制の中心的位置を占めるとともに、刑法典の一部を構成するものである。

まず、それ自体不当な競争については、第一に、差別的行為 (*discrimination*) がある。もっとも、商人がその願

客間で差別を行なうことは可能であり、かつ大口注文者や継続的注文者を優遇するのはむしろ当然のことである。しかし、一九五八年六月二四日のデクレット (Décret n° 58-545 du 24 juin 1958 modifiant certaines dispositions de l'ordonnance n° 45-1483 du 30 juin 1945 relatives au maintien de la libre concurrence) によつて、生産原価との差によつて根拠づけられることのできない商品または役務の差別価格は、違法な価格慣行と同視されることになり (価格令三七条一項 a 号)、価格のほかにも、たとえば引渡期間または支払期間について、買主の差別を処罰することが可能となった。第二に、取引拒否 (refus de vente) は一九四〇年一〇月二一日法 (Loi du 21 octobre 1940 modifiant, complétant et codifiant la législation sur les prix) によつて処罰されるようになり、現在では価格令第三七条第一項第 a 号によつて処罰される。これら二つの場合については、競争制限的商慣行の禁止に関する一九六〇年三月三十一日の通達 (Circulaire du 31 mars 1960, relative à l'interdiction des pratiques commerciales restreignant la concurrence) がきわめて詳細な規定を設けているが、この通達はたんなる政府の政策の表明にすぎず、裁判所または私人を法的に拘束するものではない。しかし、それにもかかわらず、多くの点がすでに破毀院の判例によつて確定されているといわれている⁽³⁾。第三に、カルテルの問題があるが、これは直接には消費者保護の問題であるので後述する。ところで、不法行為にもとづく損害賠償は事後的救済にすぎないので、しばしば回復困難な損害を生ぜしめるおそれがあったが、一九六三年七月二日の財政経済安定法 (Loi de finances n° 63-628 du 2 juillet 1963 rectificative pour 1963 portant maintien de la stabilité économique et financière) 第二条は、確定判決にいたるまで被告の不公正な取引方法の停止を請求することができる旨を定め、また停止の決定については、裁判所は、

その定める一定の場所での掲示またはそれが指定する日刊紙での掲載を命ずることができるといふ。

つぎに、不当な競争方法については、第一に、おとり販売 (*revent à perte*) がある。フランスでは、一八四一年六月二五日法がその第一条で、「何人も競売を自己の取引の遂行の通常の方法とすることはできなむ」と定めて以来、売買の方法について現在までに十に近い法令が制定されてきたが、一九六三年の財政経済安定法の第一条が明文をもってダンピングを禁止するまで、原則としてこの慣行は禁止されなかった。第二に、価格表示 (*publicité des prix*) の問題がある。買主に対して商品の価格につき正確な情報を確保するために、一九六二年一〇月一七日のアレテ (*Arrêté ministériel n. 25-225 du 29 juillet 1966 relatif à la publicité des prix à l'égard du consommateur*) は、売買価格の明示を要求しており、これに違反するときは価格令第三九条により処罰される。また、財政経済安定法第五条は、不誠実になされ、かつ、虚偽またはギマン的内容を含む広告を禁止し、これに違反するときは、その第六条によって、一九〇五年八月一日の詐欺防止法 (*Loi du 1^{er} août 1905, sur la répression des fraudes dans la vente des marchandises et des falsifications des denrées alimentaires et des produits agricoles*) 第一条に定める処罰を受ける。第三に、品質証明書 (*certificats de qualité*) の問題がある。商品が技術的検査の対象となる一定の品質を有する旨の証明書の交付には国の許可を要し (財政経済安定法七条)、これに違反するときは詐欺防止法第一条によって処罰される (同八条)。

以上のごとく、不正競争の分野では、とりわけ厳しい刑事上の責任追及がみられ、商人保護の立法政策的配慮が強いと考えられる。そして、後述のごとく、この点にフランスの競争政策の特徴が存しているのである。⁽⁵⁾

(2) 消費者保護法制 不公正な取引方法は直接には商人を害し、間接的にのみ消費者を害するが、不当な取引制限は、これとは逆に作用する。そして、不当な取引制限からの消費者の保護 (Protection des consommateurs contre l'insuffisance de la concurrence) を目的とする法制の中心をなすが、一九五三年のカルテル禁止令 (Décret n. 53-704 du 9 août 1953 relatif au maintien ou au rétablissement de la libre concurrence industrielle et commerciale) と一九六三年の財政経済安定法なのである。かかる法制が整備されるまでに政府のなしたことはといえば、通貨の切り下げ (dépréciation de la monnaie) のみにすぎなかった。

まず、再販売価格維持 (revente à prix imposé) の問題がある。破毀院は、一九三四年に、生活必需品以外の商品でかつ再販売価格維持義務が契約書に記載されていない事情のもとで、再販売維持契約の合法性を承認したが、これは、再販売維持行為が商品の有する名声を維持するための生産者の手段となり、デタラメな価格から生産者を保護するとともに、どこにおいても同一商品を同一価格で見出せるために、消費者にとっても一定の保護手段となる側面をも有しているからである。しかし、これが、第二次大戦後の政府によるインフレ対策の一つの障害となったため、一九五二年七月一八日法 (價格令三七条三項) により、商品または役務に対する最低再販価格維持の性格をもつ協定が禁止されるに至った。ところが、これによっても、いわゆる商標価格 (prix de marque) は依然として本法の適用除外にとどまっていたが、これもまた、一九五三年のカルテル禁止令 (價格令三七条四項) によって禁止された。その後、これらの禁止規定は、一九五八年六月二四日のデクレで廃止され、現在では本デクレにより、価格表または料金表によりまたは性質上もしくは形式上協定と認められるものによって、商品の最低価格または役務の最低マージ

ンを決定し、維持し、または指示することは、これを禁止している(価格令三七条四項)。そして、この違反は、違法な価格と同一視され、かつ、一九四五年の経済法令違反行為処罰手続令(Ordonnance n. 45-1484 du 30 juin 1945, relative à la constatation, la poursuite et la répression des infractions à la législation économique)によつて処罰される(四〇条)。しかしながら、主務大臣はその命令によつて適用除外の商品または役務を指定することができるので(価格令三七条四項)、この違反件数は現実にはきわめて少ないといわれている。⁽⁷⁾ また、取引拒否は、商人間のかかる再販売維持契約の違反に対する制裁でもあったので、前者の禁止は後者の禁止を实效性あるものとする役割をも同時に担っているのである。

つぎに、カルテル(ententes)の問題がある。カルテルは、まず、刑法典第四一九条によつて規制されたが、本条は一九二六年一月三日法による改正後においても、現在にいたるまでほとんど適用されたことがない。⁽⁸⁾ それというのも、フランスにおいては、カルテルは、一面では価格の低下を妨げるデメリットとともに、他面では、とりわけ経済恐慌の時期において、生産制限により企業の倒産を防止し、原価を引き下げ、技術的改良を行なうことによつて、生産の促進を可能ならしめるというメリットをもち、それ自体善くもないが悪くもなく、ケース・バイ・ケースで判断すべきであるとの認識が共通の前提として存在しているように思われる。⁽⁹⁾ このことは、一方において、フランスの経済計画の目標が、いわゆる「三〇年の停滞」(一九一〇—一九四〇)を克服するために、むしろ企業集中によつて強力な国際競争力をもつ大企業の育成にあり、計画推進の中核をなす近代化委員会がカルテル形成の場といわれているにもかかわらず、⁽¹⁰⁾ 他方ではカルテル禁止令を制定せざるをえなかったという経済政策と立法政策との矛盾の中にもフ

ランスの直面する現実が見出される。ついで、一九五二年七月一八日法は、商品または役務に最低の価格を定めるカルテル結成を違法な価格の慣行と同視する規定を価格令第三七条の第三項として追加したが、これはむしろカルテル自体にとってよりも再販売価格維持に関係するものであり、前述のごとく再販売価格維持行為が一般的に禁止されるところにも（価格令三七条四項）廃止された。そして、一九五三年八月九日のカルテル禁止令は、価格令の第三部第四章に「自由競争の維持」(maintien de la libre concurrence)と題して登場したのであった。この年は、おりから、

「近代化設備第一次計画」(La premier plan de modernisation et d'équipement)の最終年度にあたり、基礎産業を復興強化する一種の傾斜生産方式をとりながら、この計画は物価安定に対する具体的対策をなら盛り込んでいなかったため、資金の積極的撤布と資源および設備の欠乏という条件の組み合わせのうえで猛烈なインフレーションをひき起した⁽¹⁾。それゆえ、カルテル禁止令は、物価上昇の原因となり、物価引き下げの障害となるカルテルを排除しようとの意図から制定されたものである。まず、その第五九条ノ二は、「すべての共同行為、協約、明示もしくは黙示の協定、またはいかなる形式もしくは理由は理由においてであれ、原価もしくは販売価格の低下を阻止しまたは価格の人為的引き上げを容易にすることにより競争の機能を妨害し制限しもしくは歪曲する目的を有しまたはその効果を有する連合」は、これを原則的に禁止するとともに、その違反行為を法律上当然に無効としている。しかし、禁止されるのはあくまでも悪いカルテル(mauvais ententes)のみであり、第五九条ノ三は、①法令の適用から生じるカルテル、②合理化および専門化により販路の改善もしくは拡大または経済的進歩の促進を確保する効果をもつことを当事者が証明することのできるカルテル、という二種の善いカルテル(bonnes ententes)に対しては、禁止原則の適用を除外

した。また、悪いカルテルは、私法上の効力が無効であるのみならず、刑法上においても、刑法典第四一九条の適用を妨げることなく(五九条ノ四)、価格令第三七条第三項により、違法な価格と同視され処罰される。

このカルテル禁止令がフランスにおいて画期的意義を有するのは、第五九条ノ二および第五九条ノ三の適用につき調査の任にあたるカルテル専門委員会 (commission technique des ententes) の創設にある。この委員会は、まず、一九五四年のカルテル専門委員会令 (Décret n° 54-97 du 27 janvier 1954 portant règlement d'administration publique pour l'application des dispositions du décret n° 53-704 du 9 août 1953 relatives au maintien ou au rétablissement de la libre concurrence industrielle et commerciale) によって組織されたが、これが一九五九年八月一七日のデクレ (Décret n° 59-1004 du 17 août 1959 relatif à la commission technique des ententes) によって改正されるまでは、委員会の報告書および意見は秘密にされており、少なくとも、委員会の意見にもとづいて裁判上訴追をうけた事件は一件も存しなかったという事実が知られていたにすぎなかった。⁽¹²⁾そして、ようやく一九五九年のデクレによって、その内容が官報上に公表を義務づけられ、その第一回が、一九六〇年の官報に掲載されたのである。それ以来、今日までに第七報告書までが公表されているが、その内容はきわめて一般的抽象的であり、かつその件数もわずか七一件にすぎない。⁽¹³⁾

ところで、一九六三年の秋、賃金上昇のテンポの急速な高まりにより、インフレ傾向が濃厚となってきたため、いわゆる「経済安定計画」が、総合物価対策として樹立され実施されることになり、その一環として同年に財政経済安定法が制定された。その第三条は、カルテル禁止令に、「国内において、独占状態によりまたは経済力の明白な集中

「によって特徴づけられる支配的地位を有する一企業または企業集団の活動であつて、市場の正常な機能を阻害する目的を有したはかかる効果を有することとなるものは」これを禁止するという規定を新設し（価格令五九条ノ二第五項）、不正競争防止という市民法の論理の展開のうえに築き上げられてきたフランスのカルテル法制に、「支配的地位」(position dominante)という異質の概念をとり入れることにより、法律構成上は独占の原則的禁止主義に転換した。これは、ヨーロッパ経済共同体の設立を目的とする一九五七年のローマ条約第八六条との関係で、加盟国間の法との調整のために行なわれた改正であり、カルテル専門委員会も、同時に、「カルテルおよび支配的地位に関する専門委員会」(commission technique des ententes et des positions dominantes)と改称された。それゆゑ、支配的地位という概念が、今後フランス経済法の中でどのような機能を果たし、どのように位置づけられてゆくかは興味のもたれる点であるが、さしあたりは、その法文上の構成自体がカルテルに対するそれときわめて類似していることを考えるならば、カルテル規制同様あるいはそれ以上に、その活用は期待できないのではないかと思われる。また、一九六七年九月二八日の公正競争令 (Ordonance n° 67-835 du 28 septembre 1967, relative au respect de la loyauté en matière de concurrence) によつて、価格令第五九条ノ二の適用には従来価格に対して有害な影響のあることを必要条件としていたのに反し、自由競争に対する悪影響の有無に適用の基準を移し、カルテル禁止の範囲を拡大するとともに、さらに、一九六八年十一月二三日のカルテルおよび支配的地位に関する専門委員会令 (Décret n° 68-1027 du 23 novembre 1968 pris pour l'application des dispositions de l'ordonnance du 28 septembre 1967 relative au respect de la loyauté en matière de concurrence) の制定をみた。⁽²⁾

フランスの消費者保護法制はほぼ以上のごとくであるが、とりわけカルテル規制については、つぎの点を指摘しておく必要がある。すなわち、フランスではカルテルは商人間(したがって会社間)の問題であり、それゆえ、それが商人の取引を阻害する限度でのみそれを規制すればたりるとする傾向が強く、結局、カルテルを規制する法制は、大企業間においてその利益の調整機能を果たすことが期待されているにすぎないのではないかと思われる⁽¹⁶⁾。かくして、カルテル法制についても、過少競争の社会とよばれるフランスにおいては、現在までのところではむしろ商人保護的色彩が濃い法制と考えることができよう。

- (1) この分類の方法は、ヘマルが採用した方法である(Hémar, op. cit., p. 205)
- (2) Hémar, op. cit., p. 206.
- (3) Hémar, op. cit., p. 208.
- (4) Hémar, op. cit., pp. 212-214.
- (5) 商人保護法制の以上の叙述は、Hémar, op. cit., pp. 206-215. に於て見らる。
- (6) Req., 3 août 1934, sous Paris, 21 oct. 1936, S., 1937, I. 225.
- (7) Hémar, op. cit., p. 216.
- (8) Hémar, op. cit., p. 217.
- (9) Hémar, op. cit., p. 218.
- (10) 新田俊三・フランスの経済計画(昭和四四年)一〇九頁参照。
- (11) 新田・前掲書三八—三九頁。

(12) Hémond, op. cit., p. 219.

(13) わたくし自身が官報 (Journal Officiel) を直接調べた結果では、第一回のカルテル専門委員会報告書(一九五四—一九五五)が五件、第二回(一九五六)五件、第三回(一九五七)三件、第四回(一九五八—一九五九)七件、第五回(一九六〇—一九六二)一七件、第六回(一九六三—一九六六)二八件、第七回(一九六七)六件、以上一四年間で合計七一一件、年平均五件強という状態である。その内容の詳細については、近く別稿で発表する。

(14) 新田・前掲書一一四頁。

(15) 消費者保護法制の以上の叙述は、ほぼ Hémond, op. cit., pp. 215-220. に対応する。

(16) Svoboda, op. cit., p. 13.

2 財政政策に関する法制

現代の資本主義経済における国家の役割の増大は、直接には国家予算の量的な増加に現われており、法的には財政法に反映している⁽¹²⁾。まず、収入の面では、フランスでも、当然のことながら、国庫収入の大部分は租税によっているが、ヨーロッパ経済共同体の発足と共に、私企業にその競争力を強化するための減免税や特別償却などの税制上の優遇措置をとりつづけることが注目される⁽¹³⁾ (Ordonnance n. 59-248 du 4 février 1959 relative aux sociétés pour le développement de l'industrie, du commerce et de l'agriculture et leur adaption à la Communauté économique européenne, Journal Officiel du 8 février 1959)。また、国庫収入の不足を補い、国の財政上の必要に応ずるために、国債の発行が行なわれているが、その引受には一定限度の免税措置がとられることが多く(たとえば、Loi n.

48-31 du 7 janvier 1948 autorisant l'émission d'un emprunt) 国債からの所得に対しては原則として課税できない (たゞ、Loi n. 52-505 du 21 mai 1952 autorisant le ministre des finances à émettre un emprunt à capital garanti et bénéficiant d'exemptions fiscales)。もちろん、膨大な国債の消化は、私人や私企業だけではどうして無理であり、それは「保険の社会化と貯蓄の制度化」(socialisation de la prévoyance et à l'institutionnalisation de l'épargne) すなわち、保険会社と銀行の国有化によって達成できたのであり、これらの企業はその定款または法律によって、国債の引受を義務づけられている⁽²⁾。つぎに、支出の面では、たとえば、一九六〇年に実行された公私の新規投資の財源に占める国家の割合が全体のほぼ四九パーセントに達し⁽³⁾、一九六四年では総投資資金の約三〇パーセント、企業の外部資金の約五〇パーセントが広義の財政資金に依存しているといわれ⁽⁴⁾、国家は資金操作の過程において少しも利益をあげることなく、貯蓄と投資の間に橋渡しの役をすることによって、衰弱しつつある金融市場を支えている⁽⁵⁾。かくして、国家は大会社の外部金融を助成し、これらの会社の資本蓄積を増大させるための無償の活動を行なっているが、そのみにとどまらず、合併集中を促進し、産業の再編成を推進するために、資金の貸付を活用し、さらに、民間企業への直接投資も行なっている⁽⁶⁾。それゆえ、フランスの管理経済体制のもとにおいては、政府と民間企業との協調がきわめて大きい特徴となっている。

しかし、なんとといっても、フランス財政の最大の特徴は、この資本蓄積に果たす財政の機能が経済計画推進の手段と結合している点にある⁽⁷⁾。すなわち、資本主義国家においては、その経済の部分的不均衡を是正するために、私企業に対する国の助成金の交付や資金の貸付は通常行なわれていることであるが、フランスでは、これが経済計画と密接

に関連づけられていることによって、経済政策を実施する上で大きな成果をおさめている。たとえば、一九四八年に設定された「近代化設備基金」の後身で、一九五五年に設定された「経済社会発展基金」は、近代化計画遂行のため重要産業に重点的に資金を供給することを目的としており (Décret n. 55-875 du 30 juin 1955 portant création d'un fonds de développement économique et social, Journal Officiel du 2 juillet 1955)。⁽⁸⁾ 現実に、フランスの資本支出としては一般予算のほかではもっとも重要であり、かつわが国の財政投融资に相当する貸付会計の中で質量ともにきわめて大きな比重を占めているのである。⁽⁹⁾ また、このような公共投資を計画的に行なえるように、重要な部門では、計画法 (loi de programme) が制定される (一九五八年憲法典三四条六項参照)。

(1) フランスの国家予算は、予算法 (loi de finances) という特別の立法形式によって定められる (一九五八年憲法典三四条五項および四七条参照)。

(2) Henri Claude, *La concentration capitaliste*, 1965, p. 89 (牧野純夫・上杉聰彦共訳・フランスの独占資本(昭和四三年)六一頁)。

(3) Claude, op. cit., p. 92 (牧野・上杉訳・前掲書六三頁)。

(4) 林雄二郎編・フランス経済の現実と展望 (昭和四二年) 五八頁。

(5) Claude, op. cit., p. 93 (牧野・上杉訳・前掲書六四頁)。

(6) Claude, op. cit., pp. 93-99 (牧野・上杉訳・前掲書六四一六七頁)。

(7) 林雄二郎編・前掲書五八頁。

(8) 林雄二郎編・前掲書五〇頁。

(9) 以上の叙述は、原註 Syroboda, op. cit., pp. 15-17. に対応する。

3 地域開発に関する法制

地域開発に関する法制は、地域間の経済的格差解消を目的とする。国がこの地域開発を進めるための手段として、フランスでは、資金交付行政による場合と地域開発会社による場合とが区別される。

まず、資金交付行政の側面では、第一に、産業の地方分散をはかるために、企業に対して、都市計画法典 (Code de l'urbanisme et de l'habitation) に基づく資金の貸付を行なうことができる (一五二条六項)、さらに、債務保証および貸付金の利子補給を行なうことができる⁽¹⁾。第二に、設備特別助成金制度 (prime special d'équipement)⁽²⁾があり、経済社会発展基金の運営審議会が地域開発計画の目標達成に寄与すると認める民間企業の投資に対して交付される。一九六四年、この設備特別助成金は、産業振興助成金 (prime de développement industriel) と産業構造改善助成金 (prime d'adaptation industrielle) に分けられた⁽³⁾。まず、産業振興助成金は、経済的後進地域たるフランスの西部、南西部、中心部またはコルシカ島において、新しく活動を開始したまたはその活動を拡大する企業に対して与えられる。産業構造改善助成金は、企業の創設に関し、斜陽産業の従業員配置転換が困難な問題となる地域において、生産の全部または一部を他の生産へ転換するために交付される。

つぎに、地域開発会社 (sociétés de développement régional) の問題がある。この会社は、経済的後進地域における産業に資本参加の形式で資金を供給し、五年以上の貸付または債務の保証をなすことを目的とする特権的地位を

もつ株式会社である (Décret n° 55-876 du 30 juin 1955 relatif aux sociétés de développement régional)。そして、国は、地域開発会社に対し、活動資金の貸付をし、株主に対する最低配当の保証をなすなどの優遇措置を与える代わりに、地域開発計画の目的に合致した活動計画書の提出を求めるといふ、国と会社との契約方式にもとづいて、この会社に対する監督権を握っている。⁽⁴⁾ この会社は、当初は工業だけにその活動範囲を限定されていたが、その後、商業、農業、観光業にも拡張され、最近では、この会社の融資総額は地域経済に対して行なわれた民間投資のほぼ二〇パーセントにあたるといわれ、地域開発会社その地域経済に占める役割はしだいに大きなものとなってきている。⁽⁵⁾ しかも、ここで注目しなければならないのは、すべての地域開発会社の資本金の半分近くを銀行が保有している点である。それゆえ、地域開発会社は、配当等につき免税なれるという税制上の特典と五パーセントの株主配当の一二年間の国家保証との魅力により、地方分散の名目で資金調達を達成しようとする大企業のための銀行と化しているのである。⁽⁶⁾

- (一) Décret n° 55-874 du 30 juin 1955 relatif à la garantie de l'Etat, aux bonifications d'intérêts en matière de conversion de l'industrie, décentralisation industrielle et de développement régional et au reclassement de la main-d'oeuvre (Journal Officiel du 2 juillet 1955).
- (二) Décret n° 55-878 du 30 juin 1955 relatif à l'institution d'une prime spécial d'équipement (Journal Officiel du 2 juillet 1955) 4443 Décret n° 60-370 du 15 avril 1960 modifiant les décret n° 55-878 du 30 juin 1955 et n° 59-483 du 2 avril 1959 relatif à l'institution et à l'octroi d'une prime spécial d'équipement (Journal Officiel du 16 avril 1960).

- (3) Décret n° 64-440 du 21 mai 1964 instituant une prime de développement industriel et une prime d'adaptation industrielle (Journal Officiel du 26 mai 1964).
- (4) Arrêté du 7 octobre 1955 fixant les conditions d'application du décret n° 55-876 du 30 juin 1955 relatif aux sociétés de développement régional (Journal Officiel du 8 octobre 1955).
- (5) Claude, op. cit., p. 85 (牧野・上杉訳・前掲書五九頁)。
- (6) Claude, op. cit., pp. 86-87. 参照。なお、地域開発に関する法制については以上の叙述は、ほほ Svoboda, op. cit., pp. 17-21. にも採りこまれている。

4 経済計画に関する法制

フランスの経済計画は、たんに目標を掲げることのみにすぎないのではなく、企業がこの目標達成に協力するよ
うな種々の執行手段をもっているということにその最大の特徴を有する。すなわち、経済計画に協力する企業は現実
に得をするし、これにしたがわない企業は損をするという仕組みになっており、これによって経済を誘導しようとする
国の経済政策の基調をなしている。したがって、国家は企業に活動の方向を指示し、これにしたがうことが企業の
プラスになることを保証するのであるが、生産活動自体はあくまで民間企業の自由な活動に依存し、決して強制的な
ものではない。⁽²⁾ また、そうであるからこそ、ここでは、結果的にせよ、国家的利益と企業の私的利益が一致し、フラ
ンス経済の全体的基調を形成する協調経済 (économie concertée) の成り立つ基盤が存在するのである。

ところで、フランスの経済計画は、近代化設備第一次計画（一九四六—一九五三）および同第二次計画（一九五四—一九五七）で基礎産業の復興を遂げ、同第三次計画（一九五八—一九六一）で産業部門全体の整備を完了し、さらに、経済社会発展第四次計画（一九六二—一九六五）においては、社会的諸条件の整備にまでその対象を拡大し、経済計画と社会計画を結合し（経済計画の社会化）、現在、同第五次計画（一九六六—一九七〇）が実施されている。そして、第一次計画から第三次計画までは命令（*décret*）の形式をとって制定され、第四次計画と第五次計画は法律（*loi*）の形式によって制定されており、いずれも法律行為の形式（*forme d'actes juridiques*）をとっている点が目される。しかし、この経済計画は、一般的には法律上の拘束力を有しないと解されているので（*caractère juridique nonobligatoire*）、その法的性質が問題となるが、行政法学者のロオバデール（*Laubadère*）によれば、形式の面では、経済計画（*Plan*）は、それにもとづく公共投資を定める予算法（*lois de finances*）のとき法律であり、より正確には「計画法」（*lois de programme*）として、議会が採択する。また、実質の面では、それは、個別の行為については留保して、一般的規定を定めているという事実から法律に近く、広義の立法行為（*actes législatifs*）の一種であり、結局、経済計画がその具体的実施過程につき勧告（*recommandations*）を認めているときには、それはたんなる倫理的または政治的性質の行為ではなくて、新しい類型の法律行為（*acte juridique d'un type nouveau*）であることを認めねばならないと主張している。⁽⁶⁾

また、フランスでは、経済計画を遂行するために、一九五八年の第五共和国憲法第一〇章において、経済社会審議会（*Conseil économique et social*）を設置し、経済計画の草案作成過程において、これに対してすべての問題につ

き政府に勧告する権限を与えているが(六九―七一条)、最終草案に関しては諮問機関としての機能を有するにすぎない。⁽⁷⁾また、計画法は、国家予算の編成にあたって、計画実施のためにとくに重要と判断される事業を指定し、この指定をうけた事業に要する予算を後年度まで継続保証するものであり、憲法上、特別の法律形式として規定されている(三四条六項)。このように、経済計画に関して、その具体化を担保する制度と立法形式とを憲法の次元において定めていることは、経済計画自体の高度の政治性とその規範性の欠落の点からして、現代の「法の政策化」現象にとり、きわめて象徴的意味を有していると考えられる。

つぎに、計画経済(planification)を達成するために、国は、地域開発に努めており、一九五五年以降、いくつかの県を含む地域に対し、経済社会発展および国土整備計画が制定されている(たとえば、Décret n. 58-1459 du 31 décembre 1958 relatif à l'établissement des plans régionaux de développement économique et social et d'aménagement du territoire)。この計画は、国、地方公共団体または公共機関の財政援助をうける私人のプロジェクト(projects)と各種行政機関との協力を目指しているが、その計画実施に期間の限定がなく、かつ財政的措置の裏付けもない点が、国の経済計画とは異なる。それゆえ、この計画は、地域に対して行なう公共投資計画のカタログとよばれている。⁽⁸⁾

(1) たとえば、租税契約(contrat fiscal)と云って、国の経済計画に対して協力する企業には、税制上の優遇措置を与えることなど、その点が明確に表われている。

(2) 新田・前掲書七六頁。

- (3) 第一六七號=Décret n° 462 du 3 janvier 1946 portant création à la Présidence du Gouvernement d'un Conseil du plan de modernisation et d'équipement et fixant les attributions du commissaire général au plan. 第二六七號=Décret n° 51 du 11 décembre 1951 prescrivant l'établissement d'un deuxième plan de modernisation et d'équipement et fixant les attributions du commissariat général au plan.
- (4) 第四六七號=Loi n° 62-900 du 4 août 1962 portant approbation du plan de développement économique et social. 第五六七號=Loi n° 64-1285 du 22 décembre 1964 portant approbation d'un rapport sur les principales options qui commandent la préparation du Ve plan (Journal Officiel du 23 décembre 1964).
- (5) J. Rivero, Le plan Monnet et le droit, Recueil Dalloz, 1957, chron. XXXIII, p. 132; J. Rivero, Vers un statut juridique du plan Monnet, Droit social, 1949, janvier, p. 7; Svoboda, op. cit., p. 22 note (1); Jeantet, op. cit., pp. 43-44.
- (6) André de Laubadère, Traité élémentaire de droit administratif, t. 3, 1966, pp. 507-509.
- (7) Laubadère, op. cit., pp. 453-454.
- (8) Svoboda, op. cit., p. 23.

5 経済政策と法

フランスにおいては、これまでに検討してきた各種の法制のほかにも、国有企業法制、混合経済会社法制、農業法制⁽¹⁾、ヨーロッパ経済共同体制など、検討すべき多くの問題を残しているが、以上の()とき概観によっても、現代資本主

義経済体制のもとにおける国家の経済過程に対する広範かつ強力な事前の介入を推測せしめるにたる一端を明らかにすることはさして困難ではないと思われる。それゆえ、かかる側面に焦点をしばりつつ、各種の法令からうかがい知ることのできる限度で、以下若干の点につき、フランスの経済政策と法との関係を検討しておこう。

第一点は、競争政策に関連する。フランスの競争政策は、当初から一貫して、価格規制を中心に展開され、現在もなお、この傾向が基調として続いている点は注目すべきことと思われる。そして、価格規制が立法形式上では刑法典に組み込まれていることは、たんに沿革上の問題にすぎないというよりも、むしろ経済問題に対するフランスの立法政策の核心を示すものとしての意味あいが強いと考えられる。すなわち、フランスでは、経済政策を法によって担保し、処罰によって強制する方法がしばしば破産せしめられてきたという過去の苦い経験に鑑み、法を処罰の手段としてよりも、その弾力的な運用により政策目標に到達するための行政当局に対する広範な自由裁量権付与の手段として利用しようと考えられており、そのことは、たとえば、カルテル専門委員会が、その審理手続とおして、受理した事件の当事者に対し、事態を正確に認識せしめることこそ法律をいっそうよく理解せしめかつ遵守せしめるのに役立つとして、事件の内容を説明する役割だけしか担当させられていないことからも明らかである。⁽³⁾したがって、官民協調を旨とする経済政策を遂行してゆくうえで、法を処罰の手段として用いるよりも行政介入のそれとして利用することによって経済誘導の成果をあげるために、立法形式上は法の規範性を強めるとともにその運用実務上では弾力性を強めることによって、結果的にはかえって、規範性を喪失せしめるというパラドックスをまねいていると考えられる。

第二点は、社会化政策に関連している。フランスでは、主としてエネルギー産業と金融機関の国有化によって、基

幹産業の近代化とそれに要する資金供給源の確保とをはかったのであるが、これは、一面では、確かに財政政策との緊密な結びつきによって効果的な経済政策遂行の基盤を準備したけれども、他面、決して競争政策に代替しうるものではなかった。すなわち、フランスにおける国有化とは、言葉の真の意味での「国有化」(nationalisation)ではなくて、せいぜい国が営利事業分野に対して事業主体として介入することを意味する「国営化」(étatisation)にすぎない⁽⁴⁾。決して国民全体の福祉のための生産増大という要請から行なわれるものではない。それゆえ、かかる国有化は政治上の問題であり、経済の領域における資本主義の敗北、したがって、自由競争を基本原理とする資本主義経済の否定を意味するものではないと考えることができる⁽⁵⁾。

第三は、狭義の経済政策と関連する。まず、フランスでは、近代化設備計画もしくは社会経済発展計画にもとづいて、行政および国有企業の活動を調整し、かつ、とりわけ公共投資の支出を方向づけることにより、経済の誘導が試みられてきたが、かならずしも当初に期待された成果があげられてきたわけではない。しかも、この経済計画は、決して経済全般にわたるものではなく、企業の整備・分散、エネルギー源の増大、技術の向上など若干の基本的な目標を追求しているにすぎず⁽⁶⁾、法律上の強制措置をも欠いているので、競争に代替しうるほどの経済上有効な機能はとうてい期待しえない。つぎに、国の経済政策の遂行に対し関係者の任意の同意をえるという契約的な方法が注目される。すなわち、フランスでは、半官半民の商事会社形態をとるいわゆる混合経済会社 (société d'économie mixte) が発達し、これが企業の地方分散に大きな役割を果たしてきているし、国の経済政策に協力する代償として税法上の優遇をうけるいわゆる協定会社 (sociétés conventionnées) が存在する。このような国家と私企業間の協力関係の追求は、

現代フランスの重要な特徴であり、そこに協調経済の原型を求めることができる。そして、この関係を法的観点から整理すれば、政策目標達成の実効性の面における「純粹な法律上の義務に対する契約上の義務の優越性」という注目すべき法現象を指摘することができると思われる。⁽⁷⁾

したがって、フランスの経済政策は、一般的には、経済的市民社会に対して国が資金供給者ないしは事業主体として介入の度合を増し、間接的手段によって対立する諸利益の調整者としての役割を果すことを目指しているが、かかる介入を根拠づける法は逆になります。規範性を喪失してきていると考えることができる。

- (1) スヴオボダは、農業生産、農産物の流通に関する法規制を経済法に含めよう (Syoboda, op. cit., pp. 14-15)。
- (2) Jeantet, op. cit., p. 45.
- (3) Jeantet, op. cit., p. 41.
- (4) 《nationalisation》と《étatisation》の區別については、とりわけ、Claude, op. cit., p. 22 note 1. を参照。
- (5) Ripert, op. cit., pp. 48-49.
- (6) Jeantet, op. cit., p. 44.
- (7) Jeantet, *ibid.* それゆえに「協調経済」また「契約経済 (économie contractuelle)」と表現する (Jaquemin et Schrans, op. cit., p. 37)。

三 フランスの経済法理論

1 「経済法」概念成立の背景

フランスにおいて、「経済法」という概念が出現したのは、すでに一九三〇年代のことであった。しかし、これが大なるドイツ法理論の言葉の上での紹介のみではなく、フランスの実定法の理論的検討をとおして、独自の法領域としての概念構成をともなう主張となったのは、一九五〇年代のことにはすぎない。それゆえ、かかる概念構成の必要となった経済的背景とその反映としての法理論上の反省とにつづいての検討から始めよう。

(1) 経済の構造変革 経済法概念の出現は、一般的にいつて、戦争 (guerres) と経済恐慌 (crises économiques) とに結びついており、その意味では、経済法は「危機の法」ともいうことができる。すなわち、戦争は現代では国の総力戦であり、人的物的すべての資源をもっとも効果的に投入するためには、なによりもまず生産と分配のメカニズムを高度にかつ有機的に組織しなければならぬことは、第一次世界大戦とその終結後の経済的混乱からドイツの経済法が生まれ、第二次世界大戦をきっかけとしてフランスで経済法概念が現われたことが、この間の事情をなによりも雄弁に物語っている。しかし、確かに事実はそのようであるが、それは戦争という偶発の事件が経済法を生み出すという意味ではなくて、もっと深い経済構造の基底に根がはかっている、それが両大戦をきっかけに急速に顕在化したにすぎないと考えられる。なぜならば、戦争こそは再生産のきかないという意味で経済的にはもっとも非生産的なものであり、

その国の経済構造に内在する矛盾をもっとも鮮明に顕在化せしめるからである。

それゆえ、経済法の出現は、フランスでは、経済の大きな変動と結びつけて説明されており、それは以前にはかつて一度も経験したことのない急速なリズムで進行する経済的変動であり、豊かな経済への阻止することのできない歴史の方向であり、かつ後もどりのできない動きであるといわれる⁽²⁾。では、このような経済的変動はいったいいかなる意味をもつのであろうか。まず、一般的には、これこそ自由経済から管理経済 (economic dirigée) への移行を意味すると解され、この管理経済の段階では経済過程への行政介入が積極的となり、個人の保護に対して社会の保護が優越する段階であると解されているが、他方では、経済法の生成は、国家独占資本主義 (capitalisme monopoliste d'Etat) に不可欠の特徴を形成する経済の分野に対する国家の介入の増大化と結びつくという見解もみられる⁽⁴⁾。しかし、いずれにせよ、高度に発達した現代資本主義経済における行政介入に、経済法概念の成立を根拠づける点には変わりがない。かくて、経済法概念の成立は、ほぼつぎのような資本主義経済の構造変革と結びつけて説明することができる。すなわち、一九二九年に始まる世界大恐慌は、固定資本の慢性的過剰、大量失業の慢性的存在、貸付資本の慣性的過剰等を通じて、資本主義的な景気循環過程にいちじるしい変形をもたらし、経済はその自律性 (＝景気の自動回復力) を喪失した。このような資本主義経済体制の危機の時期においては、資本の独占形態が高度化し、それにもなう巨大な生産力を資本主義が完全に利用する能力を失い、その結果、この経済体制の国家機構による補強が不可避的となり、長期的かつ総合的展望のもとで、国家権力の経済過程への全面的介入が決定づけられる。その法的反映がフランスにおいてもまた「経済法」概念として現われたのだとまず考えておくことができよう⁽⁵⁾。

(2) 伝統的法理論の反省 フランスでは、伝統的に、法は、司法裁判所としての破毀院(Cour de cassation)と行政裁判所としての國務院(Conseil d'Etat)という裁判管轄の区別に対応して、私法(droit privé)と公法(droit public)の二つの範疇に区別されてきている⁽⁶⁾。しかし、經濟過程への国の介入を特徴とする管理經濟ないしは協調經濟のもとでは、それを担保する特別法が大量に制定されているが、このような法はいったい公法なのであろうか私法なのであろうか。従来の伝統的思考によれば、このような法は、本来価値法則にしたがう価格形成のメカニズムのもとでの自由競争を基調とし私的自治の原則の支配する經濟の側面を規律する私法に属するとも考えられ、また、國の經濟に対する行政的介入を担保するものとして公法とも考えられるからである。ここに、私法に対する公法の浸透の觀念(conception de la pénétration du droit public dans le droit privé)が生れる基盤が存するのである⁽⁷⁾。

それゆえ、私法と公法との接近は、次第に數を増す公役務(services publiques)の管理に対する私人の参加という形式による協調經濟のもとでは、共通の認識となつてきており⁽⁸⁾、したがって、その具体的な法現象としての經濟法は、結局、公法と私法の交錯領域と解するか⁽⁹⁾、中間領域と解するかのいずれかとなる。前者は、公法私法二元論(principe du dualisme juridique)を前提としつつ、その一部分の融合した法部門の生誕を意味し、後者は、法二元論を放棄して、公法と私法の領域外に第三の法領域を創設している⁽¹¹⁾。そして、フランスでは、これらの新しい法部門ないし法領域が、協調經濟の段階に生まれた新しい法たる經濟法と考えられているのである。

ところで、かかる經濟法概念は、これを主として公法的側面から把握するか、それとも公法私法の交錯ないし中間領域的側面から把握するかによつて、一般には、狭義の經濟法概念と広義の經濟法概念とに區別して論じられる⁽¹²⁾。以

ト、其の區別は、たゞし檢討するに止りて可なり。

- (1) Jacquemin et Schrans, op. cit., p. 34.
- (2) Champaud, op. cit., p. 216.
- (3) Jean Mazard, Aspect du droit économique français, Revue de science criminelle et de droit pénal comparé, 1957, n° 1, p. 26; Jeanet, op. cit., pp. 37-38.
- (4) Svoboda, op. cit., pp. 27-28 et 34.
- (5) 著者は、フランスでは、その資本主義の後進性を反映して、経済法制の整備と理論的体系的な研究が進められるようになったのは、ユニシなると較べてかなり遅れていることは本文中でも述べたとありやある。
- (6) René David, Le droit français, tome 1, 1960, pp. 85 et sq. 著者は、其の區別は、刑事事件の破毀院の管轄と否などの問題があり、國家に関する法と私人に関する法(命令法(droit impératif)と補充法(droit supplétif))とが、この區別が用いられる。
- (7) 私法に於ける民法の最極に置ける法源として、Svoboda, op. cit., pp. 25-27. 參照。
- (8) David, op. cit., p. 93.
- (9) 著者は、Savatier, op. cit., p. 120.
- (10) 著者は、J. Hamel et G. Lagarde, Traité de droit commercial, tome 1, 1954, p. 14; M. Vasseur, Le droit de la réforme des structures industrielles et des économies régionales, 1959, p. 516; Champaud, op. cit., p. 217.
- (11) Svoboda, op. cit., pp. 33-34.
- (12) 著者は、Champaud, op. cit., pp. 215-216; Svoboda, op. cit., pp. 29-31; Jacquemin et Schrans, op. cit., pp.

2 狭義の「経済法」概念

狭義の経済法概念とは、経済法を経済に対する国家の介入 (intervention de l'Etat dans l'économie) を根拠づける法規範の総体と解する立場からの概念規定である⁽¹⁾。この見解は、経済法を公法に属する法領域として把握しており⁽²⁾、したがって、経済法は、財および役務の生産、分配および消費を規制する権力主義的法 (droit autoritaire) である。この立場からの概念規定の試みは、現代資本主義の段階規定的側面を重視する点に特色があるのであるから、以下の二つとく二分けて検討する。

(1) 協調経済論的アプローチ 現代フランス経済の性格規定をいわゆる協調経済論⁽³⁾に求めるこの見解は、ジャンテ (Jeanet) によって主張されている。彼によれば、ほぼつぎのとおりである。すなわち、経済法は、私的経済単位がいまなお支配している基調としては自由な経済に対する行政介入を根拠づける法制である。それゆえ、経済法の規定においては、私法の技術と公法の手続との衝突と結合が同時に存在しており、かかる制度としては、混合経済会社 (sociétés d'économie mixte)、『今日では消滅した』comité d'organisation、『事業者団体 (sociétés professionnelles)』、国営企業 (entreprises nationalisées)、協定会社 (sociétés conventionnées) などがある。また、経済誘導を目的とする税法規定、計画法によって覆われた一年間継続の予算原則、国によって監督される企業の「私的」経営を容易にするための緩和された監督規定、商工業の一定の部門に対する公的イニシアチヴ、特許権にもとづき発明者に認

められた独占権、意思の自由に対する制限、刑事制裁などの経済法に特有な修正は、ただ、国家の経済過程への「介入」(interrenon)という特徴のみを共通点としており、これによってのみ、全体を包括的に把握することができる。

右の(い)とき経済法の特徴から、経済「法」の特異性を抽出するための導きの糸 (fil directeur) を見出さなければならぬ。そして、経済法において、それを方向づけるものは、経済法における「法」とは法規範の基礎でも根拠でもなく、それは第一義的技術であり、経済的目的実現の手段であるという側面である。そこから、経済法の特徴は、弾力性 (mobilité) と規律性 (discipline) に要約される。まず、弾力性とは、不断に変動する経済に対応して、法も變動を続けることを意味し、つぎに、規律性とは、政府の経済政策を実施するための命令的法規範 (normes juridiques impératives) を設けることにより、私人の行為全体に対して経済発展に必要な方向づけ (orientation) をなすことである。これによって、経済法は、一般に継続性と慣習合致性を特色とする古典的な法概念から訣別しており、また、それは、一般に経済の方向づけをなすがゆえに、「政策の法」(droit politique) である。⁽⁴⁾ かくして、ジャンテは、経済法においては、行政当局の自由裁量権の拡大と個人の権利の保護との衝突という問題の解決が今後の課題となると結んでいる。⁽⁵⁾

それゆえ、この狭義の概念を支持する者は、広義の概念に対し、現代における経済に対する国家の介入の特殊性を無視することによって、経済の現実に対する批判的観点を失っているばかりか、それはあまりにも広義にすぎた一種のハキダメ (fourre-tout) 論に堕し、理論上意味がないと批判している。⁽⁶⁾

(2) 国家独占資本主義論的アプローチ　これは、現代資本主義を国家独占資本主義であると段階規定する立場か

らのアプローチであるが、その代表的主張者たるスヴォボダ (Svoboda) をかかる狭義の概念規定の支持者に分類することができるか否かについては若干疑問がある。しかし、彼は、経済法概念が国家独占資本主義に不可欠な特徴である経済過程に対する国家の介入の増大化と結びついていると指摘している点からすれば、この分類はかならずしも見当外れではあるまい。⁽⁸⁾

スヴォボダによれば、国家独占資本主義段階における国家の経済過程への介入は、決して偶然ではなくて、資本主義的再生産の矛盾から必然的に生じるものであり、独占に奉仕し、その利益を保護し、その特権的地位を強化しかつそこから独占利潤を実現する資本主義的生産様式の存在のための一般的、経済的かつ政治的条件の長期間の維持に求めている。それゆえ、生産と消費の促進のために両者の間における調和の根本的確立、ならびに経済の景気循環および経済恐慌の除去を目指して、資本主義国家はつきのごとき経済への介入形態をとる。すなわち、第一に、財政および金融の領域への介入、とりわけ金融の規制による国家介入、第二に、生産を刺激するため、国家支出による市場の拡大(たとえば、補助金、租税の減免など)、第三に、国有企业および直接の国家投資による生産の拡大(たとえば、輸送、エネルギー、兵器、とりわけ核兵器など)、第四に、対外的経済進出を奨励するための諸法制による介入形態がある。そして、彼は、このような国家の経済過程への組織的な介入を担保する法が経済法であると解している。⁽⁹⁾

(1) Champaud, *op. cit.*, p. 216; Jacquemin et Schrans, *op. cit.*, p. 53.

(2) Jeanet, *op. cit.*, p. 34.

(3) 現代フランスの経済体制は、協調経済 (économie concertée) のほかに、同様の意味で混合経済 (économie mixte) とか、

管理経済 (économie dirigée) とか、契約経済 (économie contractuelle) とかよばれる。

(4) 以上の叙述は、Jeantet, op. cit., pp. 34-36. によつた。

(5) Jeantet, op. cit., p. 46.

(6) Champaud, op. cit., p. 216.

(7) Svoboda, op. cit., p. 34.

(8) スヴォボダは、たんにフランスの学説を整理したにすぎなく、彼独自の主張をしているわけではないが、その立場がマルクシズムであることは明らかであり、その認識自体にも、彼自身の主張が含まれていると考えてよいであろう。

(9) 以上の叙述は、Svoboda, op. cit., pp. 5-11. によつた。

3 広義の「経済法」概念

広義の経済法概念を支持する者にも、「競争法」(droit de la concurrence) という概念を用いる者や、「経営法」(droit des affaires) という概念を用いる者がいるが、これらの概念はいったいどのような内容を持ち、広義の経済法概念といかなる関係に立つのであろうか。順次検討した後、広義の経済法概念の検討に移ろう。

(1) 競争法概念 競争の実態は、現代においては、大きな変化をきたしている。それは、とりわけ不正競争理論 (théorie de la concurrence déloyale) の分野においていちじるしい。本来、不正競争概念は営業の自由の所産であり、これが開花するのは自由資本主義体制のもとにおいてであった。不正競争理論は、そこでは市場の規範を表わしていた。国は私人間の関係には介入しないのであり、競争に関する法制は、商人間の関係についてのみかわりをも

った。商人間では、營業財産 (fonds de commerce) における非常に重要な要素たる得意先 (clientèle) を保護することが重要である。それゆえ、得意先を不正に奪うような競争が許されないのは商慣習であり、競争の限界内で一般に認められた道徳律である。そして、現在では、さらに厳しい商人の良心が要求されるとともに、法技術の進歩はこの問題について不正競争理論の適用範囲を拡大してきている。

しかし、不正競争理論は、今日ではもはやさらに豊かな広がりをもつ競争は関する法制の一部であるにすぎない。すなわち、管理経済形態の出現、一般大衆の利益保護の必要性の増大およびヨーロッパ共同市場の創設によって、自由競争そのものが危機にのぞんでいるのであり、⁽¹⁾ いわゆる不当な競争制限の問題が不正競争のそれよりも大きな問題を提起するにいたっている。⁽²⁾ すなわち、古典的な不正競争法においては、市場に参加する者の行動およびその相互関係の主観的要素に法律構成が結びついており、それゆえ、誠実な取引慣習に反する行為を禁止するにすぎないが、現代の競争は、これと反対に、市場の一定の客観的條件の設定およびその保護に關係するものであり、したがって、競争は、それ自体、価格の安定、完全雇用または急速な経済成長など対象となる一定の目標を達成するため、保護に値する法の対象と考えられている。かくして、競争の「主観的」アプローチは、独占的供給者の存する分野の市場への他の者の新規参入を不正競争とみなしており、逆に、新しい競争法は、この法が目指す競争秩序の保護の観点から参入の可能性を確保しなければならないと考えているのである。⁽³⁾ それゆえ、結局、競争法は、以上のごとき意義を有するにすぎないことから考えると、それは経済法に含まれる競争規制の側面にすぎない。⁽⁴⁾

(2) 経営法概念　この概念は、契約（とりわけ商事契約）を中核として、企業実務家に向けられたものであり、

商法のほかに、民法、公企業法、税法、社会法、訴訟法、会計法、経済刑法などを対象として含んでいる。⁽³⁾それゆえ、これは、経済全体を対象とするマクロ経済法とは対立する企業のみを対象とするミクロ経済法にすぎず、実務の要請に応えるものであるという側面に特徴があり、したがって、経営法はたんに経済法の断片ではなく、伝統的法と経済法という新しい法との中間的形態と解されている。⁽⁶⁾しかしながら、経済法自体が形成の過程にある法であるとすれば、経済法概念と経営法概念とは、むしろ実際には同一現象を二つの観点から表現したものにすぎず、会社経営の技術的側面を対象とする経営法概念は、経済法概念の実務的側面を表わすにすぎないと考えるべきであろう。⁽⁷⁾

(3) 経済法概念 現代資本主義体制のもとにおいては、経済過程程に対する国の介入の増加現象にはきわめていちじるしいものがあるにもかかわらず、また資本主義的私的所有権は株式会社形態などにより一定の社会化をこうむっているとはいえず、これがいままなお依然として資本主義経済の基礎を維持しているものであって、それはまた、民法や商法という私法的規制を形作る基礎でもある。それゆえ、経済法をもっぱら公法的概念としてのみ把握する狭義の経済法概念を支持する学説においては、資本主義経済の基礎それ自体に対応するすべての私法的規制を経済法から除外しているが、広義の経済法概念を主張する学説はこれに対する疑問から出発するのである。そして、この説は、ほぼ、経済法を経済生活、とりわけ富の生産および流通を規制する任務を有する法と解する立場を最大公約数として⁽⁸⁾いたが、⁽⁹⁾そこで、そこでは商法の対象領域の拡大が問題となる。

公法私法交錯領域説 経済法を公法と私法とが相互に浸透しあい、相互に交錯しあった独自の領域であるとする学説の主張者にサヴァチエ(Savater)がいる。彼によれば、法は時代の先端に立つ文化現象であって、ナポレオン

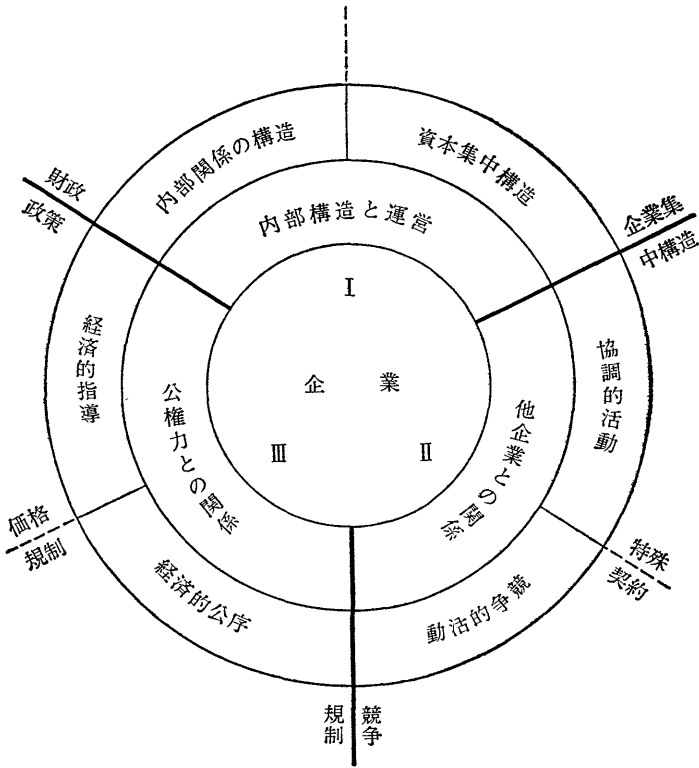
法典時代の経済から今日の管理経済への移行につれて、富の利用形態について変化が生じ、経済の発展は個人の権利を尊重する自由権の保護の方向と結びついている。すなわち、その典型的表われである経済計画は、その基礎が依然として私的所有権および契約自由にもとづいていとはいえ、経済上の技術と法律上の技術との結合である点が特色なのである。いまや技術の時代 (age des techniques) であり、富を人間に役立たしめるために、それを認識し、支配しかつ調整することは、経済学および法律学にとっての共通の任務となっている。⁽¹⁰⁾

まず、公法的側面では、公有化 (domanialité public) が拡大してきている。しかし、たとえば、国立地域設備会社 (Société nationale d'équipement du territoire) とか混合経済会社とかにみられるように、国の事業に「会社」という文字が冠せられようなどとナポレオン法典は予想しえなかったにちがいない。このように、公有化の領域は、民法典または商法典が唯一の共同企業形態としている ≪société≫ という古着によって一様にカバーされているのである。また公役務の領域でも、現代では経済性の追求こそがその運営の準則となっており、郵便・電報はおろか、国防、司法、教育などの役務も、経済性の追求から完全に解放されることは不可能であろう。そして、金融、保険、運送にみられるごとく、私企業に対する協力こそが現代国家の使命であり、これらすべてが体系的に経済計画に組み込まれ、管理経済体制を形成するにいたっている。つぎに、私法的側面では、「企業」(entreprise) という概念が注目される。ナポレオン法典の編纂者は、≪entreprise≫とは請負契約という一個の契約にすぎないと理解していたが、その後次第に、この概念は一連の契約の協働から成るものと解されるようになり、現在では利益追求を目的とし人的物的設備を備える経済単位と解されている。また、民法典の不動産的かつ基本的な財産たる農業財産 (fonds rural)

も現在では農業経営 (exploitation rural) の一要素にすぎなくなってきているように、財産概念が変化をきたしている。それゆえ、個別企業を規制対象とするミクロ経済法は、現代の経済においては、もはや管理経済全体を規制するマクロ経済法から区別することのできないたんなるその一部分にすぎなくなっていると考えることができる⁽¹¹⁾。

かくして、企業経営を対象とする経済私法 (droit prive economique) をもっとも効果的かつ調和的に担保するものは、企業の公有化を対象とする経済公法 (droit public economique) である。なぜならば、自由世界においては、公法の対象に属する管理経済は、経済私法に属する企業および個人の経済的育成以外の目的をもたないからである。たとえば、金融機関の国有化は私業をもっとも効果的に育成する目的でなされたのであり、保険事業は国家保険審議会の監督のもとで保険契約を危険と損害の補償の方向へいちじるしく転回させられ、運送事業は公的監督に服しているがそれ自体は私法上の契約にとどまっているごとく。それゆえ、サヴァチエによれば、フランスの管理経済体制のもとでは、契約観念の基礎の上に、企業に対する公法的規制を増大・強化することにより、経済的企画において公法と私法は緊密に融合しつづけており、そこに経済法を見出すことができる⁽¹²⁾。

公法私法中間領域説 経済法を公法と私法との中間にあるとする説は、とりわけシャンポオ (Champaud) において明確である。彼によれば、経済法は公法私法という古いカテゴリーの外に位置づけられる。そして、この立場からは、の方が重要な意味をもち、経済法は公法私法という古いカテゴリーの外に位置づけられる。そして、この立場からは、経済法は、国家もしくは私人のイニシアチヴによりまたはその双方の協力により設定された経済的組織および経済的發展の法であると定義することができる。しかし、経済法は、規律 (discipline) というよりも、むしろいまだ形成



の過程にある文化の規範およびその要請に
 応えるための法秩序 (ordre juridique) だ
 ある。それゆえ、かかる観点からすれば、
 経済法は、法の新しい部門ではなくて、形
 成されつつある社会的産業的秩序と同様に
 伝統的法規範の一群とともに存在し、急速
 に消滅することはない先行の社会秩序の諸
 制度と共存する新しい法 (droit nouveau)
 であることを認めなければならない。⁽¹³⁾

ところで、経済法の出発点が、産業的文
 化の推移と結びついているとするならば、
 その対象はかならずやこの文化の基本的単
 位であるはずである。そうだとすれば、現
 段階の産業文化に寄与する経済的社会的制
 度の基礎単位であり、かつ、経済的意思決
 定単位である「企業」こそが経済法の対象

である。このように、経済法が「企業に関する法」だとすれば、その対象領域画定は比較的容易である。すなわち、この領域は企業をめぐる三つのセクターから成り立っており(図表参照)⁽¹⁴⁾、この三つのセクターはそれぞれフランスにおける広狭二義の経済法概念に対応する。まず、第三のセクター(公権力との関係)は狭義の概念に対応し、これに他の二つのセクター(企業の内部構造と運営、他企業との関係)を加えると次第に広義の概念に対応している。そして、シャンポオはもともと広義の概念を支持したのである。このような概念規定は、シャンポオの論証の出発点が、経済法は新しい法律上の規律(discipline)であるというよりもむしろ新しい経済秩序の法律上の投影(projection juridique d'un ordre économique nouveau)であることを示さうという試みにあつたからである。もともと、この図表から直ちに明らかかなように、若干の問題(それは決して小さい問題ではないのだが)は、二つのセクターまたは二つの小セクターにまたがっている場合がある。たとえば、税法上の景気刺激のための規定(第三のセクター)は企業の法的構造または企業に集積された財産の管理(第一のセクター)に深い影響を及ぼす。しかし、逆に、このような図表自体の欠陥は、第一に、一定の法的問題が二つ以上のセクターに重なり合い関連し合う場合があることを明らかにしているのであつて、狭義の概念の欠点をきわめて適切に指摘することになる。さらに、第二に、図表の示すごとく、経済法の対象が企業であるからこそ経済法の性質自体の複雑性が生じるのであり、その当然の帰結として、経済法が私法と公法との相互性または中間性をもつことを証明されることになる⁽¹⁵⁾。

それゆえ、シャンポオによれば、経済法は、古典的な法とは異なつて、もはや区別される二つの利益間に生ずる衝突を解決することではなくて、特別な性質をもつ三つの利益の衝突を解決しなければならない。すなわち、「一般的

利益」、「企業に固有な利益」およびその実現に協力する「個人の特別利益」という三角の均衡 (équilibre triangulaire) の確立がそれである。しかし、これは非常に困難な問題である。なぜならば、企業の利益は、個人との関係では一般的利益であり、かつ国家との関係では特別利益であるからである。したがって、経済法は、この三角の均衡を確保するために、企業を中心とする経済の動きと進歩に対応していかねばならず、その結果、経済法「学」は、経済の主人ではなく、その従者にすぎないという理念によって導かれている。また、そうだとすると、経済法研究者はたんなる法律家にとどまっているわけにはいかない。そこに、隣接する他の学問の助けをかりることが不可欠である理由があり、経済法研究における共同作業の必要性が根拠づけられる。それは、また、平和と静けさにみちた書齋での孤独な研究に支えられている法学者の伝統的精神と対立する。それゆえ、経済法の研究は、法学者に対し、徹底的な自己改革すらも要求しているのである。⁽¹⁶⁾

かくして、シャンポオは、経済法の概念規定につき、段階規定のないし性格規定的な狭義の概念に対する対象規定のないし本質規定的な広義の概念を提唱するにいたっている。しかし、他方、彼は、経済法を公法私法の間位置するとして、これに特殊な色彩を付与することによって、理論的に不鮮明さを残したのであった。

(1) 以上の叙述は、Paul Durand, *L'évolution contemporaine du droit de la concurrence*, Mélanges en l'honneur de Paul Roubie, tome 2, 1962, pp. 439-440.

(2) この点の研究については、Hémar, op. cit., p. 203 et sq. を参照。

(3) Jacquemin et Schrans, op. cit., pp. 102-103.

- (4) 本稿一五一—一六〇頁参照。
- (5) R. et J. Savatier et J. M. Leloup, *Droit des affaires*, 2^e éd., 1967, pp. 3-4.
- (6) Jacquemin et Schrans, *op. cit.*, p. 58-60.
- (7) Champaud, *op. cit.*, p. 215, note (2).
- (8) J. Hamel et G. Lagarde, *Traité de droit commercial*, t. 1, 1954, p. 14.
- (9) Jacquemin et Schrans, *op. cit.*, p. 57.
- (10) Savatier, *op. cit.*, p. 117.
- (11) 以上の叙述は、Savatier, *op. cit.*, pp. 118-119.
- (12) 以上の叙述は、Savatier, *op. cit.*, pp. 119-120. 参照。そして、サンチエは経済法教育の必要性を説いてゐる。
- (13) Champaud, *op. cit.*, p. 217.
- (14) 三つのチャプターの内容は、それぞれ異なる (Champaud, *op. cit.*, pp. 219-220)。
- I 企業の内部構造および運営 1 企業に協力する者との関係 (a) 企業と労働者の関係 (b) 企業と経営者の関係 (c) 企業と出資者の関係 2 資本集中構造 (a) 資本集中の技術 (個人企業と会社) (b) 財産表示の原則 (会計法) (c) 業務執行および支配 (財産的支配) (この問題は II 1 (a) (b) に関係する)
- II 他企業との関係 1 協調的活動 (a) 企業集中の構造 (合併、分割、資産出資、会社グループ、持株会社、共同子会社等) (b) 統合契約と慣行 (拘束条件付契約、下請、統合契約、共同役務等) (この問題は II 2 (a) および III 1 (a) に関係する) 2 競争的活動 (a) 商工業関係の特殊契約 (市場、特殊販売、特殊貸借、消費貸借、製造技術、免許、代理店契約等) (b) 職業的規制、典型契約・混合契約、公正競争規制 (この問題は III 1 に関係する)

III 公権力との関係

1 経済的公序

(a) 競争規制 (b) 独占と経済権力の濫用 (c) 目的による企業規制 (禁止され、監督され
または規制される製造、公衆衛生または詐欺防止のための監督等) (a)(b)の問題は2(a)に関係する) 2 経済的指導 (a) 価格規

制 (b) 信用規制 (c) 経済誘導の税務規定 (d) 営業所および投資規制 (営業所設置の自由、対外投資の監督、投資の奨励、企業の

分散、工業化等) (e) 財政政策 (所得と購売力の調和的増大を目的とする規定) (e)の問題はI-1(a)に関係する)

(15) 以上の叙述は、Champaud, op. cit., pp. 217-218. にある。

(16) 以上の叙述は、Champaud, op. cit., pp. 218-219. による。

四 結 語

フランスの経済法理論の展開を跡づける作業をひとまず終えるにあたって、これまでの叙述を要約しつつ、今後の課題と展望を述べておくことにしよう。

まず、フランスの経済法制の特徴は、いわゆる経済的弱者保護ないし消費者保護の配慮に乏しい点である。たとえば、カルテル法制一つをとってみても、一方で経済計画により企業の集中を進めつつ、他方でカルテル禁止令によりこれを抑しようという一見矛盾した政策がとられているようにみえるが、実は、経済計画を進めるうえでの阻害要因となるようなカルテルとか支配的企業とかを除去しようというきわめて限定的な意味での反競争行為を抑しようとしているにすぎない。それゆえ、かかる文脈においてフランスの経済法制をとらえてゆくと、それはまさにフランスの管理経済ないし協調経済体制を直接的に担保する法制にほかならないといえる。しかし、事態はもう少し複雑

であるように思われる。というのは、経済法制は、いかなる先進資本主義国においても、多かれ少なかれ、かかる側面をともなっているからである。むしろ、経済的弱者が強者に圧倒されるのは資本主義経済の論理的帰結でさえある。競争政策の重要性(したがって消費者保護の重要性)は、たとえわずかではあっても選択の可能性が現実に残されていることが、資本主義経済の存立の基礎につながる「自由」の問題すなわち自由競争の問題とかかわっているからである。そうだとすると、フランス経済法制の特徴は、その拠って立つ基盤そのものたる協調経済体制によって基本的に規定されているように思われる。すなわち、そこでは、国の経済過程に対する全面的・組織的介入といっても、同意といういわば「契約」観念を媒介とする非権力的介入である点に特徴があり、かかる契約的方式による経済のオリエンテーションの体系たる点にフランス経済法の本質を求めることができる。

つぎに、経済法理論の特徴は、いずれの学説もいわば協調経済体制を基礎づけるための法理論の体系化にとどめて、独占に対する批判的観点が稀薄である点である。独占化の進行が他国ほど高度に達していないというフランス経済の構造自体の問題はあるとしても、これは驚くべきことである。したがって、理論的把握がさまざまに試みられても、それはつねに現象的把握にとどまり、市民法のワクを一步も出ないか(公法の問題)、踏み出したとしてもせいぜい市民法の延長線上にあり(すなわち、商法の対象領域の拡大の問題)、決して構造的把握にまでにいたっていない。また、それゆえにこそ、「企業法」たるミクロ経済法と「経済法」たるマクロ経済法という同一レベルでの把握ししか到達しえなかったのである。しかし、逆に考えれば、かかる理解は理論的にはきわめて明快である。すなわち、いかなる発展段階に到達したとしても、それが資本主義経済であることに変わりがない以上、かかる経済的

基礎に規定された法の観念も決して変わることはないはずだからである。そして、そこにおける法は、せいぜい公法と私法にしか理論的には区別しえないのであれば、経済法は、これを公法と解するか、公法と私法の二重構造と解するほかはあるまい。しかも、経済法の対象自体については、これを企業と解するのがもっとも正当と考えられるから、その意味では、経済法は企業に関する法と解すことができよう。だが、このように、本質的に規定してしまふと、経済法の特徴が捨象されてしまい、きわめて現代的な法現象たる意味が失なわれてしまふとするならば、経済法の概念規定にとって重要なのはその色彩（性格的規定）である。それゆえ、経済法は、企業法と素材（対象）を同じくするが、現代資本主義経済における国の経済政策を担保する法として特殊な色彩（公法私法二重構造）を有するのである。このような議論は、商法における企業法論と商的色彩論にきわめて類似したシチュエーションを想起せしめるが、本稿の段階では、ひとまず以上のごとき考察にとどめるほかはない。

さらに、フランスにおいては、いまなお協調経済体制を確立するための立法的努力がつつげられており、そこでの新しい試みは、ひとりフランスに特殊な問題としてのみならず、立場を異にする他の資本主義国家においてもまた注目すべき問題を提起している。なかでも、「企業成長の成果に対する従業員の参加に関する一九六七年八月一七日のオルドナンス第六七—六九三号」（Ordonnance n° 67-693 du 17 août 1967, relative à la participation des salariés aux fruits de l'expansion des entreprises）と「経済的利益団体に関する一九六七年九月二三日のオルドナンス第六七—八二二号」（Ordonnance n° 67-821 du 23 septembre 1967, sur les groupements d'intérêt économique）が重要である。前者はいわゆる参加の社会を目指すための一過程として従業員に株式や社債の取得による企

業成長の成果に対する参加を認めたものであり、後者は契約方式による新しい法人形態を創設することによって中小企業の集団化をはかろうとするものであり、いずれも、契約観念を基礎とし税法上の優遇措置を設けることによって、協調経済体制にもっとも適合的な法的形式を提供するものである。このような新しい立法上の試みが、今後、フランス経済の方向づけにどのような影響を及ぼし、それはまたフランスの経済法制または経済法理論にどのような展望を開くかについては、早急に解答を用意しえないが、すくなくともつぎのように考えておくことはできるだろう。すなわち、当事者の同意に基礎をおくという方向は、資本主義国家が資本主義国家でありつづけるかぎり、今後とも消滅してしまうことはないであろう。しかも、フィスカル・ポリシーによって、国の経済政策に協力する者は得をし協力しない者は損をするという現実の仕組みはますます進みさえすれ、決して弱められることはあるまい。そこに、法の形式と経済の実質とのズレが拡大し、いわゆる法の政策化現象が強められる基盤が存すると考えることができる。ともあれ、本稿は、フランスの経済法とその理論につき大急ぎで概観してきたにすぎない。今後さらに研究を進めて、フランス経済法の核心に迫るためにもっとも手頃な素材と思われる「フランスの経済計画と法」を手始めに、拘束条件付取引、混合経済会社法制など個別法ごとに実証的分析を積み重ねたうえで、あらためて、経済法の理論構成にとり組みたいと思う。

追記 本稿は、昭和四五年一〇月東京大学における経済法学会において、「フランス経済法の理論と現状」と題

する私の報告に若干手を加え、その前半部分のみを切り離して掲載するものである。後半部分については、「フラン
スのカルテル規制とその運用状況」と題して近く学会誌（経済法一四号）に発表する予定である。

（昭和四五年一月一日稿）